

経済産業省の取組状況と今後の施策展開について

平成24年3月
経済産業省

1. 平成23年度の主な取組

総論

○中小企業対策

中小企業が依然として厳しい経済環境を乗り越えるため、中小企業の資金繰り対策や、仕事を創るための支援策に加え、下請取引の適正化等を実施。

多様な働き方の選択

○女性、若者／シニア起業家支援資金（財投）

多様な事業者による新規事業の成長を支援するため、女性、若者（30歳未満）又は高齢者（55歳以上）のうち新規開業して概ね5年以内の者に対して、株式会社日本政策金融公庫が低利の融資を行う。

なお、平成23年度第3次補正予算により、震災により被害を受け、経営の安定に支障が生じている中小企業等に対して、一部金利の引き下げを実施。

平成23年度（12月末時点）の融資実績は、5,953件、281億円。

○新創業融資制度（財投）

株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業本部）の「女性、若者／シニア起業家支援資金」等の融資制度をビジネスプラン等の審査により無担保・無保証人で利用できる特例措置。

なお、平成23年度第3次補正予算により、貸付限度額及び貸付期間を拡充。

平成平成23年度（12月末時点）の利用実績は6,687件、237億円。

○医療・介護等関連分野における規制改革・産業創出実証事業

医療・介護・保育等の分野への民間サービス事業者等の参入を阻害している規制や制度等の見直しを推進。平成23年度は、保育現場における生産性向上手法及び災害発生時における保育現場でのリスク管理手法等に関する調査研究を実施。

○地域新成長産業創出促進事業（うちソーシャルビジネス振興に係る取組）

子育て支援等の社会課題をビジネスの手法で解決するソーシャルビジネスの振興を通じて、地域課題の解決と女性や高齢者等の社会進出を促進し、地域社会の

活性化を図る。平成23年度は、公民館等を使って地域密着型の子育て支援を行う事業者が、自らのノウハウを他地域に移転する取組等に対して補助を実施。

○「経済社会課題対応事業の促進に関する法律案」の提出

育児又は家族介護の補助、健康の保持及び増進など、子育て中の親、働く意欲のある女性や高齢者などの就労促進等に資する新産業を促進するため、資金調達の円滑化に関する措置等を講じる法案を提出。

○企業活力とダイバーシティ推進に関する研究会

グローバル競争の中で我が国企業が勝ち残っていくためには、女性活躍推進を中心としたダイバーシティ推進を経営戦略の中軸に位置づけて積極的に展開すべきとの問題意識から、ダイバーシティ推進による経営効果（先進事例研究及びデータ分析）、ダイバーシティ推進に向けた課題と改革の方向性について調査研究を実施。

<RIETI BBLセミナー>

○「企業のパフォーマンスとWLBや女性の人材活用との関係：RIETIの企業調査から見てきたこと」

（開催日：平成23年12月、講演者：シカゴ大学教授 山口一男様）

企業のパフォーマンスと女性の人材活用やワークライフバランスとの関係を分析するとともに、今後、企業や国が取り組むべき事項等を提言。

2. 平成24年度の主な取組予定

総論

○中小企業対策

89,615,796千円（継続）

中小企業が持つ潜在力・底力を最大限引き出し、経営力を強化するため、資金繰り支援に加え、海外展開支援、技術力の強化や下請取引の適正化などを推進する。

多様な働き方の選択

○ものづくり指導者養成支援事業

49,785千円（新規）

ものづくり中小企業等の現場力の維持・向上を支援するとともに、OB人材等が海外へ技術指導に行くことによる技術流出を防止するため、OB人材等をもの

づくり現場の技術指導者として養成する取組みに対して補助を行う。

○女性、若者／シニア起業家支援資金

財投（年限拡充）

多様な事業者による新規事業の成長を支援するため、女性、若者（30歳未満）又は高齢者（55歳以上）のうち新規開業して概ね5年以内の者に対して、株式会社日本政策金融公庫が低利の融資を行う。

なお、平成24年度より、設備資金の貸付期間について、特に必要な場合は「15年以内」から「20年以内」に拡充。

○新創業融資制度

財投（継続）

新たに事業を始める者、または事業開始後税務申告を2期終えていない者を対象に、ビジネスプラン等の審査を行うことにより、株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業本部）の「女性、若者／シニア起業家支援資金」等の貸付制度を利用する場合に無担保、無保証人とする特例措置。

○福祉用具実用化開発推進事業

100,000千円（新規）

高齢者等の自立及び社会参加を促進するとともに、介護者の負担軽減を図るため、福祉機器の開発支援を実施。

○東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出促進事業

200,000千円（新規）

子育て支援、高齢社会対策等の社会的課題をビジネスの手法で解決していくソーシャルビジネスを通じて、被災地における新しい産業・雇用の創出、女性や高齢者などの社会進出の促進、地域経済の活性化等を図るため、先進的なソーシャルビジネス事業者による被災地支援に取り組む事業者へのノウハウ移転等の取組みに対して補助を行う。

○企業活力強化貸付（地域活性化・雇用促進資金）

<社会貢献型事業関連>

財投（継続）

子育て支援対策、高齢社会対策をはじめ多様な社会的課題をビジネスの手法で解決するソーシャルビジネスを支援するため、事業者がソーシャルビジネスを行うために必要とする設備資金、運転資金に対して融資を行う。

○「経済社会課題対応事業の促進に関する法律」の施行（予定）

育児又は家族介護の補助、健康の保持及び増進など、子育て中の親、働く意欲のある女性や高齢者などの就労促進等に資する新産業を促進するため、資金調達の円滑化に関する措置等を実施。

背景

エネルギーの利用の制約、少子高齢化の進展による生産年齢人口の減少に加え、現下の東日本大震災、円高の進行より、経済の空洞化等のリスクが一層高まっている。この危機を攻めに転じ、「やせ我慢」縮小経済に陥ることなく新産業分野を創出し、新たな付加価値を創造し拡大する経済への転換を進め、**需要の開拓と雇用の創出を図ることが急務**となっている。

法案の概要

我が国の経済社会の持続的な発展のための**新たな課題に対応することの必要性が高まっている中で、その重要性が増大している経済社会課題対応事業を促進**するため、実施に必要な資金の調達円滑化に関する措置や特定製品及び特定役務の需要開拓を図る措置を講ずる。

措置事項の概要

特定製品・特定役務

エネルギーの利用の制約への対応や就業者数の増加又は維持その他我が国の経済社会の持続的な発展のために特に重要な**新たな課題に対応することに資する製品又は役務**であって、その**需要の開拓を行うことが国民経済の健全な発展に必要**であるもの

特定製品の例

- ・再生可能エネルギー・省エネルギー等に係る機械・装置及びその部品・素材（太陽光発電設備、電気自動車、蓄電池、炭素繊維等）
- ・育児又は家族介護の補助、健康の保持及び増進等、就業者数の増加・維持に資する製品（介護ロボット、テーラーメイド型人工関節、医療用診断装置等）

特定役務の例

- ・エネルギーの消費削減や負荷平準化等エネルギーの利用の制約への適応又は緩和に資するサービス（BEMS/HEMS等のエネルギーマネジメント、電力ピークカットマネジメント、熱電併給、電気自動車急速充電サービス等）
- ・育児又は家族介護の補助、健康の保持及び増進等、就業者数の増加・維持に資するサービス（保育と学習指導と送迎とを一体で行う異業種連携学童サービス、医療機関と連携した運動指導・配食サービス、職業能力開発サービス等）

特定事業

特定製品の製造等を行う事業や特定役務の提供等を行う事業のうち、高度な技術の利用、異分野事業との有機的な連携、顧客情報の適切な管理等により、**特に我が国産業活動の発展及び改善に資する事業**

主務大臣が基本方針・事業別指針（雇用管理への配慮や異分野連携に係る関係機関の協議）を策定。

→ 主務大臣が、**特定事業に係る計画を認定**。以下の支援措置を講ずる。

認定特定事業計画への支援措置

資金的支援（認定事業者に対し、中小企業信用保険法の特例、指定金融機関によるツーステップローン、中小機構による債務保証などの企業の資金調達の支援措置を設け、事業の円滑な実施を促進）

需要開拓のための措置

需要開拓支援法人による支援（事業者の倒産等により特定製品のリース料の回収が不可能となったリース会社に対し残リース料の一部を保証、特定製品又は特定役務に関する品質評価・情報提供を行い、特定製品及び特定役務の需要開拓を促進）